

No. 253号

2023年(令和5年)
10月2日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 新井 貢



フジバカマ：秋の七草の一つ、花言葉は、「ためらい」「あの日を思い出す」
アサギマダラは、1,000kmもの渡りをする蝶。蜜を求めてフジバカマに集まる。
秩父札所23番音楽寺にて撮影

目

立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。(2)
東京都最低賃金のお知らせ.....(2)
業務改善助成金の制度が拡充されます！.....(3)
令和5(2023)年立川署管内労働災害発生状況.....(4)
令和5年 事故の型別・死傷災害発生状況.....(5)
多摩立川保健所からのお知らせ 「がん」の早期発見・早期治療のために ～予防と検診受診が大切です～.....(6)

次

「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集～No.50～.....(7)
労務・衛生講習会(全国労働衛生週間説明会)開催(8)
◎令和6年 新年賀詞交歓会のお知らせ.....(8)
◎令和5年度 安全衛生クイズ結果.....(8)
会員消息.....(8)
編集後記.....(8)

立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなど、年齢・勤務時間に関わらず、
1人でも雇っている場合はすぐに労働保険に加入してください！！

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、管轄の労働基準監督署・公共職業安定所へ届出が必要です。ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

【加入に関する相談・問い合わせ】

立川労働基準監督署 労 災 課 電話：042-523-4474

立川公共職業安定所 雇用保険適用課 電話：042-525-8602

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック！
最低賃金。



1,113

時間額
円



令和5年10月1日から



～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

生産性向上・賃金引上げを支援する
拡充された「業務改善助成金」を
活用しましょう

拡充された業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳しくは、
業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440
東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 までお尋ねください。



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614*)
または 最寄りの労働基準監督署へ



近隣各県における令和5年度地域別最低賃金改定の状況 (発効日 令和5年10月1日)

県名	時間額 (引上げ額)	引上げ率
埼玉	1,028円 (41円)	4.15%
千葉	1,026円 (42円)	4.27%
神奈川	1,112円 (41円)	3.83%
山梨	938円 (40円)	4.45%

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今
ま
で

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

拡
充
後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



令和5(2023)年立川署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
840 831 823 814 806

立川署14次防目標値→

死亡	災害発生状況(8月末日現在)
現在	2 件
前年同期	0件
増減率(%)	100% (+1件)

死傷	災害発生状況(8月末日現在)
現在	2 件
前年同期	0件
増減率(%)	100% (+1件)

立川署14次防(1年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	840 (16.18%)
死亡	1 件以内

8月度
達成率(死傷)
(速報値) **777件/556件**
(39.7%) **超過**

達成率(死亡)
(速報値) **2件/1件**
(100%) **超過**

月別目標及び実績	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(1年目)実績(月別速報値)→	213	306	394	408	586	670	747	777				
前年実績(月別前年確定値)→	185	379	525	623	721	831	1183	1650	1800	1910	2105	2429
署14次防(1年目)目標値(月別)→	70	139	209	278	348	417	487	556	626	695	765	840

↑実績値の()内は当該月の数()外は累計、オレンジは目標値超、赤は前年確定値超、青は目標値以下↑

令和5年 死傷災害発生状況 (令和5(2023)年8月末日現在)

その1 署別・業種別	立川労働基準監督署																						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
東京	411	622	105	404	26	113	1068	570	102	5649	1127	809	2259	1311	700	462	515	335	1048	49	214	39	7891
増減率(%)	13.9	-19.4	-40.0	-10.4	8.3	-22.6	1.9	3.3	-4.7	-33.7	-11.9	-11.9	-55.3	-49.4	28.9	6.0	-6.4	-10.2	-4.0	-15.5	-3.6	-4.9	-27.3
全業種中の割合	5.2%	7.9%	1.3%	5.1%	0.3%	1.4%	13.5%	7.2%	1.3%	71.6%	14.3%	10.3%	28.6%	16.6%	8.9%	5.9%	6.5%	4.2%	13.3%	0.6%	2.7%	0.5%	100%
立川	59	53	7	37	7	9	89	69	5	565	87	66	305	165	50	40	49	30	74	5	16	6	777
増減率(%)	84.4	-8.6	-46.2	-2.6	28.6	8.5	25.0	0.6	25.0	-13.9	-13.9	-15.4	-31.3	-29.5	47.1	42.9	58.1	30.4	60.9	66.7	45.5	50.0	-7.1
全業種中の割合	7.6%	6.8%	0.9%	4.8%	0.9%	1.2%	11.5%	8.9%	0.6%	72.7%	11.2%	8.5%	39.3%	21.2%	6.4%	5.1%	6.3%	3.9%	9.5%	0.6%	2.1%	0.8%	100.0%
3.8%	6.9%	1.6%	4.5%	1.1%	0.8%	9.8%	8.1%	0.5%	12.1%	78.5%	12.1%	9.3%	53.1%	28.0%	4.1%	3.3%	3.7%	2.8%	5.5%	0.4%	1.3%	0.5%	100.0%

(注1) 上段は本年8月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)

令和5年 死亡災害発生状況 (令和5(2023)年8月末日現在)

その1 署別・業種別	立川労働基準監督署																						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	(注) 陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸・交通・貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(鉱業、農林業、畜産、水産業)	全産業
東京	1(1)	10(0)	3(0)	6(0)		1(0)	3(0)	1(0)	1(0)	15(1)	4(0)	1(0)							11(1)		5(1)		26(2)
(()内は立川)	2(0)	17(1)	2(0)	9(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	1(0)	12(0)	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	8(0)	8(0)	3(0)	3(0)	1(0)	30(1)
全業種中の割合	4%	38%	12%	23%		4%	12%	4%	4%	58%	15%	4%						42%	42%	19%	19%		100%
50%	150%									50%								50%	50%	50%	50%		100%

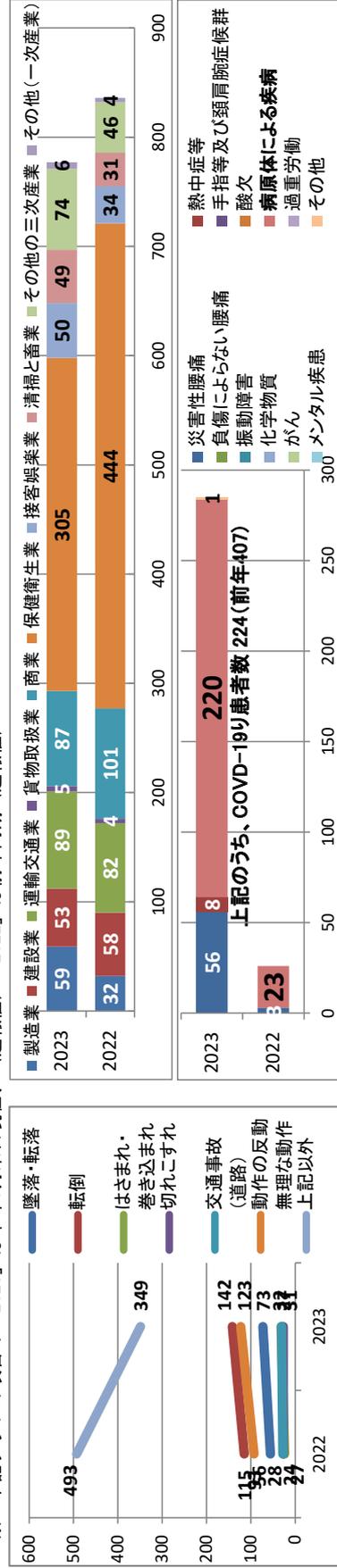
(注) 上段は本年8月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)

令和5年 事故の型別・死傷災害発生状況 (令和5(2023)年8月末日現在)

業種別・事故の型別	立川労働基準監督署																						
	製造業	建設業	* 土木工事業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	第三次産業	商業	* 小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメンテナンス業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	全産業
墜落・転落	3	17	2	13	2	2	16	15	1	33	9	7	5	1	1	1	7	6	11	1	3	3	73
増減率 (%)	50.0	6.3	0.0	30.0	0.0	-50.0	60.0	66.7	100.0	-43.8	-22.2	25.0	-75.0	0.0	0.0	-100.0	133.3	200.0	175.0	100.0	300.0	300.0	30.4
転倒	8	7	2	5	2	15	11	1	1	111	29	22	30	21	15	11	15	14	22	3	6	6	142
増減率 (%)	-27.3	0.0	-100.0	0.0	-100.0	200.0	36.4	37.5	100.0	-6.5	-15.4	50.0	40.0	66.7	83.3	7.1	7.7	83.3	200.0	100.0	100.0	-	23.5
はさまれ・巻き込まれ	7	2	1	1		5	5	5	7	6	2	1	2	1	2	1	3		4		3		32
増減率 (%)	16.7	-66.7	-80.0	100.0	-	-100.0	66.7	66.7	-100.0	40.0	20.0	20.0	100.0	0.0	0.0	-50.0	200.0	400.0		-	300.0	-	33.3
切れこすれ	6	3	3	3	1	1	1	1	1	16	6	5	1	1	9	9						1	27
増減率 (%)	100.0	-50.0	-	-50.0	-50.0	-	100.0	100.0	-	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-100.0	-100.0	-100.0	-	-	100.0	0.0
交通事故(道路)	1	2				2	8	3	3	20	3	3	7	7	2	2	2	1	6	1	2		31
増減率 (%)	100.0	200.0	-	-	-	200.0	33.3	200.0	-	-25.0	-25.0	25.0	250.0	250.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-53.8	0.0	-33.3	-100.0	10.7
動作の反動無理な動作	7	2		2			21	15	2	90	14	9	40	29	5	3	14	6	17		1	1	123
増減率 (%)	75.0	-33.3	-100.0	100.0	-	-100.0	-8.7	-28.6	100.0	-26.3	-25.0	37.9	26.1	150.0	200.0	250.0	100.0	142.9		-	-50.0	0.0	32.3
上記以外	27	20	4	13	4	3	23	19	1	277	19	14	220	105	16	14	8	3	14		1	1	349
	6	20	3	16	4	1	29	26	2	434	21	17	388	189	10	8	7	3	8		3	2	493

(注1) 上記表の上段は本年8月末日現在(速報値)、下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

※ 下記グラフの項目の「2023」は本年8月末日現在、「2022」は前年同期(速報値)



多摩立川保健所からのお知らせ



多摩立川保健所
たばこ対策キャラクター
「禁煙さんちゃん」

「がん」の早期発見・早期治療のために ～予防と検診受診が大切です～

現在、日本人の2人に1人は一生のうちに何らかのがんになるといわれています。東京都では年間約3万4千人ががんにより命を落としています。がんは「予防」と「検診受診」が大切です！

科学的根拠に根ざした「日本人のためのがん予防法」を生活に取り入れましょう！

国立がん研究センターをはじめとする研究グループは、日本人を対象としたこれまでの研究から、日本人のがん予防にとって重要な、「禁煙」「節酒」「食生活」「身体活動」「適正体重の維持」「感染」の6つの要因を取りあげ、「日本人のためのがん予防法」を定めました。

このうち、「感染」以外は日頃の生活習慣に関わるものです。これら5つの健康習慣を実践する人は、0または1つ実践する人に比べ、男性で43%、女性で37%がんになるリスクが低くなるという推計が示されました。できそうなことから取り組んでみませんか。

★科学的根拠に根ざした「日本人のためのがん予防法」

禁煙する	たばこは吸わない。他人のたばこの煙を避ける。
節酒する	飲む場合は、1日あたり純エタノール量換算で23g程度※1にとどめる。 飲まない人、飲めない人は無理に飲まない。
食生活を見直す	減塩する。野菜と果物をとる。熱い飲み物や食べ物は冷ましてから。
身体を動かす	現在の身体活動量を少しでも増やす。運動習慣をもつ。
適正体重を維持する	太りすぎ、痩せすぎに注意。

※1 日本酒なら1合、ビールなら大瓶1本、焼酎や泡盛なら1合の2/3、ウィスキーやブランデーならダブル1杯、ワインならグラス2杯

がん検診を受けましょう！

職場で検診の機会がある方は、是非がん検診を受けてください。職場で検診を受ける機会のない方に対しては、お住まいの市の健康主管課が検診を行っています。（詳細は各市へお問い合わせください）

★国の指針※2に基づくがん検診

	対象年齢・性別	受診間隔	検査方法
胃がん	50歳以上男女	2年に1回	問診、胃部エックス線検査※3または胃内視鏡検査
肺がん	40歳以上男女	年1回	問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診（50歳以上で喫煙指数600以上）
大腸がん	40歳以上男女	年1回	問診、便潜血検査2日法
子宮頸がん	20歳以上女性	2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診
乳がん	40歳以上女性	2年に1回	問診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

※2 厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

※3 胃部エックス線検査については、当面40歳以上の方に年1回実施しても差し支えないとしています。

●この記事は、「がん情報サービス」(国立研究開発法人国立がん研究センター)及び「とうきょう健康ステーション」(東京都保健医療局)の各ウェブサイトを参考に作成しました。

【この記事についての問合せ先】多摩立川保健所企画調整課企画調整担当 042-524-5171 (代表)

「立協たより」広報部員による 丸ごと 1 ページ責任編集 ～ No. 50 ～

「精神障害の認定基準」の改正とカスタマーハラスメント

令和 5 年 9 月 1 日に「精神障害の認定基準」が全面的に見直され、新たな「心理的負荷による精神障害の認定基準」が策定されました（令5.9.1基発0901第2号 以下「新認定基準」）。

新認定基準の特徴の一つに、業務による心理的負荷評価表に、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）が追加されたことがあります（下図参照）。

（具体的出来事）

出来事の種類	具体的出来事	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
		I	II	III		弱	中	強
27	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた		☆		・迷惑行為に至る経緯や状況等 ・迷惑行為の内容、程度、顧客等（相手方）との職務上の関係等 ・反復・継続など執拗性の状況 ・その後の業務への支障等 ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況等 （注）著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等をいう。	【「弱」になる例】 ・顧客等から、「中」に至らない程度の言動を受けた	【「中」である例】 ・顧客等から治療を要さない程度の暴行を受け、行為が反復・継続していない ・顧客等から、人格や人間性を否定するような言動を受け、行為が反復・継続していない ・顧客等から、威圧的な言動などその態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える著しい迷惑行為を受け、行為が反復・継続していない	【「強」になる例】 ・顧客等から、治療を要する程度の暴行等を受けた ・顧客等から、暴行等を反復・継続するなどして執拗に受けた ・顧客等から、人格や人間性を否定するような言動を反復・継続するなどして執拗に受けた ・顧客等から、威圧的な言動などその態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える著しい迷惑行為を、反復・継続するなどして執拗に受けた ・心理的負荷としては「中」程度の迷惑行為を受けた場合であって、会社に相談しても又は会社が迷惑行為を把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった

精神障害が「業務上」と認められるためには、次の 3 要件が必要です。

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね 6 か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体的要因により発病したとは認められないこと

認定基準では、業務による強い心理的負荷が認められるものを心理的負荷の総合評価が「強」とし、業務による強い心理的負荷が認められないものを「中」又は「弱」としています。したがって、「強」であれば①、③が認められれば、「業務上」と判断されることとなります。

ところで、新たに追加されたカスタマーハラスメントの「強」の記載に、

・「心理的負荷としては「中」程度の迷惑行為を受けた場合であって、会社に相談しても又は会社が迷惑行為を把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった」

があります。

これは、業務による強い心理的負荷が認められない「中」であっても、会社に相談しても又は会社が迷惑行為を把握していても適切な対応がなく、改善がなされなかった場合には「強」となり業務上疾病に認定されるということです。

この認定基準は、会社が迷惑行為に対する対応をしっかり行っているかに注目していて、「業務上外」の判断にもそれを影響させていることがわかります。

このようなことを踏まえると、カスタマーハラスメントに対して、各企業は日ごろからしっかり対応をしておくことが必要といえます。

厚生労働省委託のカスタマーハラスメント対策マニュアル検討委員会作成のリーフレットでは、会社のカスタマーハラスメント対策として以下の取組が奨励されていますので、参考にしてください。

【カスタマーハラスメントを想定した事前の準備】

- ① 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知啓発・教育
- ② 従業員（被害者）のための相談対応体制の整備
 - ・カスタマーハラスメントを受けた従業員が相談できるよう相談対応者を決めておく、または相談窓口を設置し従業員に広く周知する。
- ③ 対応方法手順の策定
 - ・カスタマーハラスメント行為への対応や体制、方法等はあらかじめ決めておく。
- ④ 社内の対応ルールについて従業員等への教育・研修

【カスタマーハラスメントが実際に起こった際の対応】

- ⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥ 従業員への配慮の措置
 - ・被害を受けた従業員に対する配慮の措置を適正に行う（くり返されそうな行為には一人で対応させず複数名あるいは組織的に対応する。メンタルヘルス不調への対応等）。
- ⑦ 再発防止のための取り組み
- ⑧ ①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置
 - ・相談者のプライバシーの保護と相談したことを理由とする不利益な取り扱い禁止。

（広報委員 M. H.）

労務・衛生講習会（全国労働衛生週間説明会）開催

9月5日（火）立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・当支部共催による標記講習会が行われました。山本 覚副支部長兼衛生部会長の「就労者の高齢化等による労働災害の増加や、健康診断有所見率上昇等に対応する労働衛生週間の展開をお願いしたい。」との開会の言葉に続き、石井美佐子立川労基署長は「立川労基署管内の労働災害発生状況や第14次労働災害防止計画、労働時間の上限規制、働き方改革、東京都最低賃金」について述べ、「本説明会を働きやすい職場づくりに資していただきたい。」と挨拶しました。続いて、小林法生安全衛生課長から「全国労働衛生週間実施要綱」について、藤原 良第二方面主任監督官からは「働き方改革関連等」について説明がありました。東京都多摩立川保険所 佐藤恵理保健師からは「こころの健康を守ろう！～みんなで支え合う職場づくり～」をはじめとする保健所からのお知らせがありました。



特別講演は、（独法）労働者健康安全機構 東京産業保健総合支援センター 上田生子産業保健専門職による「職場における腰痛予防対策」でした。業務上疾病としての腰痛発生の背景と状況、要因、予防・対策の実施ポイントについて講演いただき、松平 浩東京大学特任教授監修「転倒・腰痛予防！いきいき健康体操」を実演とともに紹介し閉会となりました。参加された皆様ありがとうございました。（参加者は54名うち会員35名、申込名簿は労基署に提出済）

◎令和6年 新年賀詞交歓会のお知らせ

新春1月18日（木）を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

令和2年1月以来の開催となり、会場は前回までと同じく「昭島市・フォレストイン昭和館」、詳細は後日改めてお知らせします。

◎令和5年度 安全衛生クイズ結果

7月に実施いたしました安全衛生クイズに、多数の応募をいただきありがとうございました。正解者の中から厳正に抽選し、当選された方々（確率は約24人に1人）に景品を贈呈いたしました。

応募数	7,925通
正解数	7,720通
正解率	97.4 %

また、大谷翔平ポップヘッド人形をはじめとする多数の景品（ラッキー賞）を提供いただいた会員各社に対しまして、この紙面お借りして厚くお礼申し上げます。



会 員 消 息



新規会員のご紹介

- （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部多摩地区業務部会
- 住 所 日野市程久保3-7-11
- 業 種 労働安全衛生コンサルタント業務
- 従業員数 17名
- 代 表 部会長 田中 通洋

編 集 後 記

今年はコロナ禍における様々な制限が解除され、コロナ禍前の生活に少しずつ変化しつつあるなか、ここにきて昨年の第8波に迫る勢いでコロナの感染者が増加している状況です。

また、線状降水帯の影響による洪水被害が発生したほか各地で自然災害が後を絶たないなど、暗いニュースばかり聞こえてきます。それに加えて今年にはインフルエンザが大流行するとの報道もされています。既に、夏にもかかわらず、インフルエンザで学級閉鎖になるなど、いったい自然界に何が起きているのか…。コロナに関して明るい話題としては、新しい変異株に対応したワクチンの接種が開始されたことです。今年には新株対応のコロナワクチンとインフルエンザワクチンを接種して、少しでも平和な日常が送れるようできればと願うばかりです。（編集部員 T.S.）

＼会社を元気に！／

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234